

令和 5 年
岡崎市議会総務企画常任委員会記録

令和5年3月13日（月曜日）

本日の出席委員（9名）

委 員 長	柴 田 敏 光
副 委 員 長	野 本 篤
委 員	鈴 木 雅 子
同	前 田 麗 子
同	土 谷 直 樹
同	青 山 晃 子
同	加 藤 嘉 哉
同	鈴 木 静 男
同	鈴 木 英 樹

欠席委員（なし）

傍聴議員（8名）

議 長	杉 浦 久 直
	柳 賢 一
	中 根 善 明
	酒 井 正 一
	廣 重 敦
	近 藤 敏 浩
	佐 藤 哲 朗
	畑 尻 宣 長

説明のため出席した者

副 市 長	清 水 康 則
総合政策部長	手 嶋 俊 明
財 務 部 長	本 多 徳 行
総 務 部 長	戸 谷 康 彦
市民安全部長	桑 山 拓 也
消 防 長	鈴 木 聡
会計管理者	樋 田 宣 行
監 査 委 員 長	中 村 耕
総務局長	
総合政策部次長 兼企画課長	岡 田 晃 典
財務部次長 兼財政課長	伊 藤 雅 章

財務部次長 兼市民税課長	柴 田 清 博
総務部次長 兼庁舎車両管理課長	志 賀 左生吏
市民安全部次長 兼市民課長	豊 田 康 介
都市政策部次長 兼建築指導課長	根 本 健 一
消 防 次 長	山 崎 武 利
消 防 本 部 共同通信課長	鈴 木 良 宏
中消防署長	安 藤 貴 章
東消防署長	半 田 一 郎
西消防署長	林 洋 一
デジタル推進課長	平 岩 慎 二
秘 書 課 長	神 谷 茂 樹
広 報 課 長	内 田 博 行
地域創生課長	木 下 政 樹
行政経営課長	勝 上 典
資産税課長	近 藤 祐 生
納 税 課 長	本 間 孝 司
総務文書課長	野々山 浩 司
人 事 課 長	岩 瀬 雅 哉
契 約 課 長	出 徹 也
情報システム課長	新 實 健 治
市民協働推進課長	松 田 与 一
防犯交通安全課長	岡 田 武 士
防 災 課 長	宮 本 佳 久
岡崎支所長	三 宅 累 史
大平支所長	柴 田 静 江
東部支所長	足 立 里 美
岩津支所長	中 根 勇
矢作支所長	伊 奈 裕 次
六ツ美支所長	柴 田 英 代
額田支所長	鈴 木 一 弘
保 育 課 長	大須賀 秀 樹
住宅計画課長	小 野 崇 宏

消防本部長	稲垣和人
消防本部長	勝間田章
消防本部長	田邊徹
監査委員 事務局次長	岡本秀樹

職務のため出席した者

議会事務局長	近藤秀行
議会事務局次長 兼議事課長	青木善信
総務課長	山本英樹
議事課副課長	畔柳康弘
議事課係長	近藤景介
議事課係長 政策調査係	水野景介
総務課主査	長坂香里
議事課主事	田中義了

午前 9 時 30 分開会

○委員長（柴田敏光） 出席委員が定足数に達していますので、ただいまから総務企画委員会を開会します。

○委員長（柴田敏光） 本日の議題は、3月2日の本会議で本委員会に付託された議案5件、請願1件及び送付された陳情2件の審査です。

初めに、請願の審査を行います。

請願第1号「大軍拡・大増税をやめ、安保関連3文書の撤回を求める意見書の提出について」を議題といたします。

本件について、紹介議員に対して御質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○委員長（柴田敏光） 御質疑はなしと認めます。本件について賛否の御意見の陳述をお願いします。

初めに、紹介議員である鈴木雅子委員。

○委員（鈴木雅子） 請願第1号「大軍拡・大増税をやめ、安保関連3文書の撤回を求める意見書の提出について」、紹介議員として日本共産党岡崎市議団の意見を述べます。

岸田内閣は、12月16日に安保3文書の閣議決定を行いました。選挙で公約にすることも、国会にかけることもなく、一片の閣議決定によって戦後の安全保障体制の大転換を行うなど言語道断です。安保3文書では、敵基地攻撃能力の保有などをうたっており、岸田首相や自民公明政権は一貫して専守防衛に徹すると言っていますが、敵基地攻撃能力こそ先制攻撃にほかならず、不戦を決めた憲法9条を持つ日本が絶対行ってはならないものです。敵基地攻撃能力を持つことが抑止力になって日本が守られるのではなく、抑止の本質は恐怖であり、脅威対脅威の悪循環に陥り、戦争のリスクを高めることになります。敵基地攻撃を行った場合に、集団的自衛権の下では、武力行使の要件の必要最小限の実力行使という歯止めはなくなり、米軍を勝たせるまで戦争をどこまでも続けることになります。2015年成立の安保法制は、米国など

日本と密接な関係にある国が攻撃され、それによって日本の存立が脅かされる明白な危険がある場合——存立危機事態に集団的自衛権の発動として武力の行使を可能にしています。今通常国会で、我が国が限定的な集団的自衛権を行使した後、事態の推移によっては、他国から我が国に対する武力攻撃が発生し、我が国に被害を及ぼす場合もあり得ると考えていると浜田防衛大臣も答弁をしています。

年間5兆円の大軍拡になれば、暮らしの予算の削減は避けられず、消費税大増税、社会保障大削減、国家財政破綻につながります。国民の賃金が下がり、暮らしが大変になっている今こそ、軍拡より生活に税金を使うべきです。

攻撃されたらどうするかではなく、攻撃されないために働くのが政治の役割です。東南アジア諸国連合（ASEAN）の平和構築の取組のように、憲法9条を生かして東アジアに平和をつくる外交ビジョンが必要です。

新しい戦前と言われる今の情勢は大変危険な状況です。戦争の準備ではなく、平和の準備をするべきときです。日本を戦争する国づくりにしないためにも、皆さんの御賛同をよろしくお願いいたします。

○委員長（柴田敏光） 加藤嘉哉委員。

○委員（加藤嘉哉） ただいま議題となっております請願第1号「大軍拡・大増税をやめ、安保関連3文書の撤回を求める意見書の提出について」、民政クラブの意見を申し上げます。

12月定例会でも同趣旨の意見書案が提出をされております。専守防衛を前提とした反撃能力ではなく、敵基地攻撃能力という言葉を含め、先制攻撃を思わせる表現が使われており、国内外に誤解を与える非常に危険なものであることから、我が会派は賛同をしませんでした。

そのときと状況は変わっていないことから、前回同様、賛同をいたしかねます。

以上です。

○委員長（柴田敏光） 青山委員。

○委員（青山晃子） 請願第1号「大軍拡・大増

税をやめ、安保関連3文書の撤回を求める意見書の提出について」、チャレンジ岡崎の意見を申し上げます。

令和4年12月定例会でも同様の意見書案が提案されておりました。

チャレンジ岡崎としては、当時と考えに変更はなく、意見書の提出は必要ないと考えます。

以上です。

○委員長（柴田敏光） 土谷委員。

○委員（土谷直樹） 請願第1号「大軍拡・大増税をやめ、安保関連3文書の撤回を求める意見書の提出について」、公明党の意見を申し上げます。

令和4年12月議会でも同様趣旨の問題提起がありましたが、安保関連3文書の中では、敵基地攻撃能力とはどこにも書かれていません。安保関連3文書改定をめぐる議論は、日本の平和と安全を守っていくために、専守防衛の下での防衛力強化や抑止力・対処力の向上、防衛予算の確保に向けた歳出削減や安定財源確保への取組が必要であることを国民の皆さんに具体的に丁寧に説明し、理解の下に進めていく必要があると考え、意見書の提出は差し控えたいと考えます。

以上です。

○委員長（柴田敏光） 野本委員。

○委員（野本 篤） 請願第1号「大軍拡・大増税をやめ、安保関連3文書の撤回を求める意見書の提出について」、自民清風会の意見を申し上げます。

提出された意見書案にて、敵基地攻撃能力の保有を認めることを含めた安保関連3文書と示されており、改めて3文書を読ませていただきました。反撃能力についての記載はいずれにおいても見受けられましたが、敵基地攻撃能力という記載についてはございませんでした。

また、意見書案には、先制攻撃を可能にするといった内容の記載がありましたが、3文書においては、専守防衛を基本とした盾としての反撃能力と理解をいたしております。

令和4年12月定例会でも同様趣旨の意見書案が提出されており、その際も意見書の提出に反対を

させていただきました。状況の違いがあるとは認められませんので、前回同様に意見書の提出は控えるべきと考えております。

以上です。

○委員長（柴田敏光） 御意見の陳述は終わりました。

これより採決を行います。

請願第1号は、採択することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（柴田敏光） 挙手少数。

よって、本件は不採択とすべきものと決定しました。

○委員長（柴田敏光） 次に、陳情の審査を行います。

陳情第2号の1「庁舎内における職員への政党機関紙の勧誘・配達・集金を自粛するよう求めることについて」を議題といたします。

本件について、御意見の陳述をお願いします。

加藤嘉哉委員。

○委員（加藤嘉哉） ただいま議題となっております陳情第2号の1「庁舎内における職員への政党機関紙の勧誘・配達・集金を自粛するよう求めることについて」、民政クラブの意見を申し上げます。

政党機関紙の購読は個人の自由意思によるものですが、庁舎内においては今後とも市民に誤解を与えないようにしていくものと考えます。

以上です。

○委員長（柴田敏光） 青山委員。

○委員（青山晃子） 陳情第2号の1「庁舎内における職員への政党機関紙の勧誘・配達・集金を自粛するよう求めることについて」、チャレンジ岡崎の意見を申し上げます。

執務室内へは許可なく立ち入れないよう管理されており、また相談等も入ったことはないと同っており、適切な体制・対応が取られているものと理解しております。

以上です。

○委員長（柴田敏光） 土谷委員。

○委員（土谷直樹） 陳情第2号の1「庁舎内における職員への政党機関紙の勧誘・配達・集金を自粛するよう求めることについて」、本委員会所管分について、公明党の意見を申し上げます。

庁舎管理規則にあるとおり、勧誘・販売、許可なく事務室に入ることとはあってはならない当然のことと理解しております。また、圧力を感じるようなパワハラなどのハラスメントに対しては、相談窓口が幾つかあると聞いております。

以上です。

○委員長（柴田敏光） 鈴木雅子委員。

○委員（鈴木雅子） ただいま議題となっております陳情第2号の1「庁舎内における職員への政党機関紙の勧誘・配達・集金を自粛するよう求めることについて」、日本共産党岡崎市議団の意見を申し上げます。

陳情は、政党機関紙の市庁舎内での勧誘・配達の自粛、配達場所を庁舎とすることを禁じることを求めています。また、購読の自粛も求めています。

政党機関紙の購読呼びかけや配達・集金をすることは、憲法で保障された政治活動です。職員にとっては、購読するかどうかは個人の思想・良心の自由です。いずれも制限することは憲法違反であり許されません。

陳情は、公務の中立性を挙げて配達場所を庁舎とすることを禁じるよう求めています。職員が政党機関紙を購読し、情報を職務に生かすことは自由です。

例として掲載されている川崎市の件ですが、市が職員に対し、政党機関紙購読調査を行ったことに対し、川崎市職員らが川崎市を憲法違反の思想調査だと訴えた裁判で、横浜地裁川崎支部は2009年1月の判決で、もとより市職員が任意に政党機関紙を購読して各種の情報を入手し、それを職務に生かすことは最大限に尊重されるべきで、いかなる者もそれを制約することは許されないことは当然と述べています。今回の陳情には、この部分をあえて欠落させています。

庁舎内は公共の場であり、職務に影響がなければ、政治活動は尊重されなければなりません。購読呼びかけ、配達・集金については、職務に影響がないよう常識的に行っています。

しんぶん赤旗の購読は個人契約であり、職員個人の自由意思によって購読されており、何も問題はありません。購読しないからといって圧力をかけた覚えはありませんし、パワハラの類型である人格否定による精神的攻撃や対人関係からの切離しももちろんありません。憲法に違反し、裁判で制約は許されないと指摘されていることを行うよう求める陳情内容は、到底認めるわけにはいきません。

陳情者は、さきの12月議会で旧統一協会との関係を遮断する決議をしないよう求めた陳情を提出した方と同一の統一協会関係の方と考えられます。統一協会の反社会的活動については、12月の議会で述べたとおりであります。統一協会と自民党との関係は明らかにされましたが、思想的一致点は反共です。

現在、岸田政権が進める戦争する国家づくりに真正面から反対する日本共産党の存在を排除したいというのは、戦前の暗黒政治への逆行であることも付け加えておきます。

以上です。

○委員長（柴田敏光） 野本委員。

○委員（野本 篤） ただいま議題となっております陳情第2号の1「庁舎内における職員への政党機関紙の勧誘・配達・集金を自粛するよう求めることについて」、自民清風会の意見を申し上げます。

まずは、庁舎管理規則における禁止事項等は適切に守られるべきと考えております。また、何事も市民に誤解を与えることは避けるように努めるべきと考えます。

最後に、ハラスメントやコンプライアンスに対する相談は、担当課において窓口が既にあることから、今後も適切に対応されることを期待しております。

以上です。

○委員長（柴田敏光） 御意見の陳述は終わりました。

次に、陳情第3号「公正に判断する部署の設置を求めることについて」を議題といたします。

本件について御意見の陳述をお願いします。

加藤嘉哉委員。

○委員（加藤嘉哉） 陳情第3号「公正に判断する部署の設置を求めることについて」、民政クラブの意見を申し上げます。

公正に判断する部署の設置を要望する内容ではありますが、どの担当部局も市民の皆様からの案件については前向きに対応されており、回答されていると認識をしております。担当部局の誤りなどは訂正をして、要望者に理解していただけるよう対応されていると考えております。

よって、新たに判断する部署を設置する必要はないと考えます。

以上です。

○委員長（柴田敏光） 青山委員。

○委員（青山晃子） 陳情第3号「公正に判断する部署の設置を求めることについて」、チャレンジ岡崎の意見を申し上げます。

岡崎市は現在、市民参加型市政を推進しており、担当課や意見箱等にていただいた御意見には真摯に対応していると理解しております。

以上です。

○委員長（柴田敏光） 土谷委員。

○委員（土谷直樹） 陳情第3号「公正に判断する部署の設置を求めることについて」、公明党の意見を申し上げます。

以前は、籠田公園周辺にはササゴイが巣営していたと聞いております。2021年5月24日に陳情者からの指摘を受け、担当課が現状を確認し、7月には「鳥のふんに注意」との看板に修正し、「ササゴイ巣営中」看板は付け替えております。担当課で対応がされており、よって、新たに部署の設置は必要ないと考えます。

以上です。

○委員長（柴田敏光） 野本委員。

○委員（野本 篤） ただいま議題となっております

ます陳情第3号「公正に判断する部署の設置を求めることについて」、自民清風会の意見を申し上げます。

担当課における見解や判断は、個々の職員での意見ではなく、職制を通じたものであると考え、公正なものと理解をしており、新たに公正に判断する部署の設置の必要性は感じられません。

しかしながら、この陳情に至るまでの内容を確認させていただきましたが、今回の対応について、いま一度精査をされ、今後における適切な業務遂行を期待しております。

以上です。

○委員長（柴田敏光） 鈴木雅子委員。

○委員（鈴木雅子） 陳情第3号「公正に判断する部署の設置を求めることについて」、日本共産党岡崎市議団の意見を申し上げます。

陳情者は、バードウォッチャーとして市内の公園における自然環境を常に注意をしておられる方で、シビコ西広場と籠田公園で、毎年ササゴイが籠田公園に営巣をするかどうか観察をされていまして。

ところが、近年、籠田公園の大改修に伴い、ササゴイの営巣が行われていないことを大変気にかけておられました。

そこに、2021年公園緑地課が「ササゴイ巣営中」の看板を出されたため、どこに巣営があるのかとお尋ねになっていました。指摘をされて、看板を外すまでに50日以上かかりました。公園緑地課が誤りを認めたのはさらに1年後で、そのときも陳情にあるとおり、ふんに対する注意を呼びかけたものという主張を取り下げませんでした。

行政は、市民が知りたい情報を正しく伝えることは責務の一つです。本当にふんの害があるのであれば、最初からそういう看板にするべきです。開発によって、ササゴイが営巣をしなくなったことを公にしたくなかったと取られても仕方ありません。

さらに、陳情者が求めることは、巣営の看板が誤りであることをなぜ公表しないのかという問いに対して、社会的責任が小さい、金銭的被害や名

譽を傷つけたものではないと陳情者の意図しない回答を繰り返すのみで、本質的な回答とはなっていませんでした。

目安箱に入れても、メール投書をして、行政相談に行っても、結局最後は担当部署で解決をという堂々巡りです。陳情者が求めているのは、こうした見解の違いについて公平な目で判断をされる部署、もしくは双方の言い分を公平に聞いてくれる部署であります。

このケースに限らず、市民の意見や要望は千差万別であり、また市民の側に誤りや誤解があるケースももちろんあります。しかし、あまりに行政側が的外れな回答を繰り返す場合には、双方のためにも第三者の立場で仲介に入れるシステムをつくることも、市政への信頼を得るために必要なことと考えます。

以上です。

○委員長（柴田敏光） 御意見の陳述は終わりました。

ただいま審査した陳情第2号の1外1件は、意見を付して議長に報告したいと思います。これに異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（柴田敏光） 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定しました。

暫時、休憩いたします。

午前9時44分休憩

午後2時50分再開

○委員長（柴田敏光） それでは、総務企画委員会を再開します。

議案の審査を行います。

なお、議案の審査における説明は本会議で終わっていますので、これより質疑を行います。

あらかじめ執行部の皆様をお願いします。発言をする際は、必ず発言要求ボタンを押し、挙手をしてから職名を申し出てくださいよう御協力をお願いします。

初めに、第1号議案「包括外部監査契約について」を議題とします。

本件について御質疑はありませんか。

加藤嘉哉委員。

○委員（加藤嘉哉） 2点ほど質問させていただきます。

まず、1点目になります。連続して4回、同一の者と包括外部監査契約を締結してはならないとありますけれども、その理由についてお聞かせをください。

○委員長（柴田敏光） 総務文書課長。

○総務文書課長（野々山浩司） 地方自治法第252条の36第4項に規定されているため、その目的としましては、地方公共団体に属さない者が純粋に第三者的な監査を行うこと、外部からの感覚を生かして監査を行うことといった外部監査の趣旨に十分沿うためには、いわゆるなれ合い的になることを制度によって防ぐ必要があるためと言われています。

また、これにより地方公共団体の長は、4年の任期の間に、少なくとも2人の異なる外部監査人による包括外部監査を受けることにもなります。

以上でございます。

○委員長（柴田敏光） 加藤嘉哉委員。

○委員（加藤嘉哉） 最後の質問になります。

包括外部監査はどのように選定をされるのか、また、本市としての選定条件があるのか、お聞かせをください。

○委員長（柴田敏光） 総務文書課長。

○総務文書課長（野々山浩司） 本市における監査人の選定につきましては、まず、いわゆる4大監査法人と日本公認会計士協会東海会、さらに愛知県弁護士会を加えた計六つの団体に対し、それぞれに所属する公認会計士または弁護士の推薦依頼を行います。

その後、岡崎市包括外部監査人選定委員会を開催し、被推薦者による企画提案書に関するプレゼン及びヒアリング等を実施し、選定委員の採点結果により契約候補者を決定します。そこで選定された監査委員について、監査の実施状況等に特に問題がなければ、継続して3年まで1年ごとに契約をしております。

以上でございます。

○委員長（柴田敏光） 御質疑は終わりました。
本件について賛否の御意見の陳述をお願いします。

（「なし」の声あり）

○委員長（柴田敏光） 御意見の陳述はありませんので、これより採決を行います。

お諮りします。

ただいま議題の第1号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の委員の挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

○委員長（柴田敏光） 挙手全員。

よって、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○委員長（柴田敏光） 次に、第4号議案「岡崎市手数料条例の一部改正について」を議題とします。

本件について御質疑はありませんか。

鈴木静男委員。

○委員（鈴木静男） それでは、議案書61ページに記載されておりますマンション管理計画認定申請手数料について、条例改正の経緯と概要についてお聞かせください。

○委員長（柴田敏光） 住宅計画課長。

○住宅計画課長（小野崇宏） 先般、マンションの管理の適正化の推進に関する法律——通称マンション管理適正化法と呼ばれているものですが——これが改正施行されたことにより、地方公共団体はマンション管理適正化推進計画を策定できることとなりました。

この計画では、マンション管理の適正化に係る目標、指針、認定基準等を定めることができ、これにより分譲マンションの管理組合等は、計画内に示された認定基準を満たした管理計画を作成の上、自治体に対し、適正に管理されているマンションとして認定申請ができるというものです。

本市におきましても、3月下旬にはマンション管理適正化推進計画を策定・公表し、4月から認

定制度を開始する予定としておりまして、その認定審査に係る手数料の額等を定めるものでございます。

以上でございます。

○委員長（柴田敏光） 鈴木静男委員。

○委員（鈴木静男） それでは、計画の中で認定を受けるための基準を定めるとのことです。具体的にどのようなものがあるのか、概要をお聞かせください。

○委員長（柴田敏光） 住宅計画課長。

○住宅計画課長（小野崇宏） 認定基準につきましては、管理組合への運営や経理に係るもの、長期修繕計画等の施設管理に係るもの、その他防災に係るもの等、様々な項目がありますが、主な基準の概要を申し上げますと、集会在年1回以上開催されていること、管理規約が作成されていること、管理費及び修繕積立金について明確に区分して経理が行われていること、長期修繕計画が作成され修繕積立金について集会で議決されていることと、これらに加え、本市独自の基準といたしまして防災に関する取組を管理組合として実施していること、旧耐震基準のマンションにおいては耐震診断を実施しており、耐震性が不足している場合は、耐震改修等について管理組合で検討していることなどの基準がございます。

以上でございます。

○委員長（柴田敏光） 鈴木静男委員。

○委員（鈴木静男） それでは、様々な基準があるとお伺いをさせていただきました。本市のマンションの現状はどのようになっているのか、また、マンションのストック数のほか、経年状況や管理状況、それらについて、それ以外にも現状の概要をお答えください。

○委員長（柴田敏光） 住宅計画課長。

○住宅計画課長（小野崇宏） 令和3年度に愛知県がマンション管理実態調査を実施しておりまして、それによりますと本市のマンションストックの状況としましては、棟数で380棟、戸数では1万3,400戸程度のストックがございます。

経年状況としましては、築40年以上の高経年マ

ンションが現在は約50棟ありますが、これが20年後には全体の6割を超える270棟程度になることが見込まれており、大規模修繕等の計画的な管理が求められます。

次に管理状況ですが、本市マンションの管理状況は、ほとんどの項目において県平均と同程度の水準にありますが、管理規約や長期修繕計画の策定率などでは県内平均を上回っており、比較的良好な管理運営状況がうかがえます。

一方で、昭和56年5月以前に着工された、いわゆる旧耐震基準で建てられたマンションのうち、耐震診断を実施している割合などでは県内平均を下回っており、この辺りには課題があることがうかがえます。

そのため、本市が定める認定基準にも、旧耐震基準において建設されたマンションにおいては耐震診断を実施し、耐震性が不足する場合は、管理組合で耐震改修等に向けた検討をしていることという趣旨の基準を設けてございます。

以上でございます。

○委員長（柴田敏光） 鈴木静男委員。

○委員（鈴木静男） それでは、実際に認定申請する際にかかります認定申請手数料について、4万2,100円はどのように決められているのか。そして、また手数料がかかるのが基準に適合していることが証されている場合として、市長が定める場合以外の場合とのことであります。これは具体的に、分かりやすくどのような場合か、お聞かせください。

○委員長（柴田敏光） 住宅計画課長。

○住宅計画課長（小野崇宏） 手数料の額につきましては、国が示した認定事務に係る所要時間の目安を基に愛知県が積算したものを準用しており、愛知県をはじめ、既に認定制度を運用している県内他自治体と同様の額となっております。

次に、手数料がかかる場合について御説明します。国が創設したこの認定制度は、自治体への認定申請に先立ち、事前にマンション管理士の確認を受け基準を満たすものについて、公益財団法人マンション管理センターが適合証を発行する事前

確認の制度が盛り込まれております。

マンション管理センターは、マンション管理適正化法第91条に基づく国土交通大臣が指定した公益財団法人であり、マンション管理センターから発行された適合証を添えて市へ認定申請することによって、認定申請の円滑化と市における審査事務の負担軽減が可能となる制度が国により設けられたものです。

御質問の市長が定める基準に適合していることが証されている場合につきましては、この適合証を有している場合を想定しておりまして、この場合以外、すなわち認定証がなく直接市へ認定申請をされた場合等は、記載の認定手数料がかかるとしております。そのため、市ではマンション管理センターにおける事前確認を行うことを推奨するものとして周知啓発をしていく予定です。

なお、既に認定制度を開始しております愛知県におきましても、同様の制度で運用されております。

以上でございます。

○委員長（柴田敏光） 鈴木静男委員。

○委員（鈴木静男） それでは、最後の質問になります。

マンションにおきまして、お住まいの方がこの認定を受けるメリットも含めて、今後周知を行う方法、大事だと思うものですからお聞かせください。

○委員長（柴田敏光） 住宅計画課長。

○住宅計画課長（小野崇宏） まず、メリットでございますが、この認定を受けることにより、適正に管理されたマンションとして市場において評価をされ、マンション自体の価値が向上することが期待されます。

このほか、認定マンションは住宅金融支援機構による金利優遇措置の対象となりまして、マンション購入の際や、共用部分のリフォーム工事を行う際の借入金利の引下げをはじめ、管理組合が修繕費を積み立てる際の金利上乘せなど、マンション居住者のほか、分譲マンションの売却・購入予定者にとってもメリットが期待されるものでござ

います。

次に、周知の方法でございますが、市ホームページや市政だよりへの掲載をはじめ、マンション管理推進協議会を通じて実施するセミナーなどにおいて、情報提供を行うほか、マンション管理組合に対して個別にチラシを配布するなど、周知啓発に努めてまいります。

以上でございます。

○委員長（柴田敏光） 加藤嘉哉委員。

○委員（加藤嘉哉） 私からも何点か質問させていただきます。

まず、最初なんですけれども、マンション管理計画認定申請手数料については、ただいま鈴木静男委員から御質問がありましたので、私からは、そのほかの内容について伺ってまいります。

主に建築基準法、都市の低炭素化の促進に関する法律、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律及び宅地造成等規制法に関するものと理解をしましたが、これらの改正の経緯と概要についてお聞かせをください。

○委員長（柴田敏光） 建築指導課長。

○建築指導課長（根本健一） 初めに、経緯でございますが、建築基準法、都市の低炭素化の促進に関する法律、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律につきましては、国が進める脱炭素社会の実現に向け、建築分野におきましてもエネルギー消費性能の一層の向上を図るため、法令が一括改正されたものでございます。

次に、概要でございますが、建築基準法は既存建築物を省エネ改修することにより、容積率、建蔽率、建物高さがそれぞれの規制値を超えることになった場合、許可を受けることにより必要最小限の範囲でそれを認めるものでございます。

また、都市の低炭素化の促進に関する法律、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律につきましては、住宅の通常の省エネ基準のワンランク上の基準となります誘導基準について、より計算が簡単な仕様基準が新たに定められ、また、認定の単位は、いわゆるZEH基準に整理されることにより、集合住宅の住戸ごとの認定が廃止と

なりました。

これらの法律改正に伴い、手数料の額を新たに定め、または所要の改正をするものでございます。

宅地造成等規制法につきましては、法律改正に伴い、法律名を改めるものでございます。

以上でございます。

○委員長（柴田敏光） 加藤嘉哉委員。

○委員（加藤嘉哉） ただいまの御説明の中で、手数料の額を新たに定めたとのことですが、どのように算出をされたのか。また、県内の他の行政庁の改正状況はどのようなのかも併せてお聞かせをください。

○委員長（柴田敏光） 建築指導課長。

○建築指導課長（根本健一） 初めに、建築基準法に関する許可、認定の手数料につきましては、既に定められております類似の許可、認定に合わせた額としております。

また、低炭素建築物新築等計画認定、建築物エネルギー消費性能向上計画認定につきましては、類似の認定手数料があるものについてはその額とし、新たに追加された仕様基準による認定手数料の額につきましては、既に定められている性能基準の認定手数料の額を勘案して算出しております。

次に、愛知県をはじめとする県内他の行政庁の状況でございますが、本市と同じ手数料額として条例改正を行うと聞いております。

以上でございます。

○委員長（柴田敏光） 加藤嘉哉委員。

○委員（加藤嘉哉） 先ほど、改正の経緯と概要についての御回答の中で、低炭素建築物新築等計画認定、建築物エネルギー消費性能向上計画認定に関し、今回それぞれ集合住宅の住戸のみの申請区分が廃止されたとのことですが、その背景についてお聞かせをください。

○委員長（柴田敏光） 建築指導課長。

○建築指導課長（根本健一） 一般的に建築物の省エネ性能は、外壁、窓、屋根などの断熱性能と、空調、照明、エレベーター、換気、給湯の各設備の消費エネルギーの性能、太陽光パネルなどの再生エネルギーの性能で評価されますが、集合住宅

の住戸単位では、共用部分の照明、エレベーター、太陽光パネルなどの評価が反映されないため、今回から新たに認定する際は、ZEHの評価単位に合わせた住棟単位での評価に整理されたものと理解しております。

以上でございます。

○委員長（柴田敏光） 加藤嘉哉委員。

○委員（加藤嘉哉） それでは、最後の質問になります。

低炭素建築物新築等計画認定、建築物エネルギー消費性能向上計画認定を受けるメリットと、それを含めて周知を行う方法についてお聞かせをください。

○委員長（柴田敏光） 建築指導課長。

○建築指導課長（根本健一） 住宅に関して両方の認定に共通のメリットといたしましては、住宅ローンの減税対象限度額のアップ、住宅金融支援機構フラット35Sの金利優遇、登録免許税の税率優遇がございます。

また、低炭素建築物の認定を受けた建築物は、低炭素化に要した費用の一部所得税控除がございます。

容積率に関しては、住宅・非住宅にかかわらず、認定のために必要となる床面積の増加について、低炭素建築物の認定を受けた場合は法定容積率の10%、性能向上計画認定を受けた場合は5%を限度として緩和を受けることができます。

最後に、周知の方法でございますが、市ホームページへの掲載、窓口カウンターにパンフレットを設置するなど、周知啓発に努めてまいります。

以上でございます。

○委員長（柴田敏光） 青山委員。

○委員（青山晃子） 私からも1点伺いたいします。

議案書61ページ記載のマンション管理計画認定申請手数料に関してです。

先ほどの答弁の中で、個別チラシの配布を含め、この制度の周知啓発に努めるとありました。今後の申請の見込みや、これまでの問合せ状況等をお聞かせください。

○委員長（柴田敏光） 住宅計画課長。

○住宅計画課長（小野崇宏） 改正されたマンション管理適正化法が施行となった令和4年4月以降、マンション管理組合の役員の方をはじめ、マンションにお住まいの方や事業者の方などから、市による計画策定の時期や内容等に関する御質問・御相談をいただいております。中には、認定取得に向けて非常に前向きに考えておられる方もいらっしゃいました。

また、さきに実施をしました岡崎市マンション管理適正化推進計画（案）に関するパブリックコメントにおきましても、計画を前向きに捉える御意見をいただいております。本制度に対する関心は決して低くないものであると感じております。

とは言いましても、認定申請をするためには、先ほどお答えしました様々な基準を満たし、管理組合内での議決を受ける等の手順を踏む必要がありますので、まずは議論を深めていただき、計画策定への機運を高めていただくことが重要であると考えておまして、市としましても、周知啓発や御相談への対応等を通じ、マンション管理適正化の推進に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（柴田敏光） 土谷委員。

○委員（土谷直樹） 1点質問させていただきます。

議案書61ページ記載のマンション管理計画認定申請手数料に関して、県内他自治体の計画策定状況や、これまでの認定の実績についてお聞かせください。

○委員長（柴田敏光） 住宅計画課長。

○住宅計画課長（小野崇宏） 初めに、県内他自治体の計画策定状況でございますが、既に策定済みの自治体としましては、町村の区域を所管する愛知県をはじめ、名古屋市や豊田市など1県6市ございまして、本市と同様に今年度中に策定予定の自治体としましては、本市のほかは一宮市や西尾市など計10市となっております。

このほか、豊橋市や刈谷市、安城市などの自治体につきましては、来年度以降に策定するものと

聞いております。

次に、これまでの他自治体における認定の実績でございますが、2月末現在でマンション管理センターが公開した情報によりますと、県内では名古屋市中で5件の認定があるのみでございます、全国で見ても26件の認定実績にとどまっております。

以上でございます。

○委員長（柴田敏光） 鈴木雅子委員。

○委員（鈴木雅子） まず、前半部分の低炭素建築物新築等計画認定と建築物エネルギー消費性能向上計画認定について伺いますが、岡崎市においてのこれまでの認定実績をお聞かせください。

○委員長（柴田敏光） 建築指導課長。

○建築指導課長（根本健一） 本市のこれまでの実績でございますが、低炭素建築物新築等計画認定は、制度ができた平成25年から一戸建て住宅は100戸程度、共同住宅は住棟単位が18棟で、併願されました住戸単位が160戸ございます。

建築物エネルギー消費性能向上計画認定は、制度ができた平成28年から一戸建て住宅のみ6戸ございます。

以上でございます。

○委員長（柴田敏光） 鈴木雅子委員。

○委員（鈴木雅子） 地球温暖化対策には、これらの建築物というのは大変有効であると考えますけれども、断熱の効果であるとか、省エネ効果はどれぐらいあるのか、お聞かせください。

○委員長（柴田敏光） 建築指導課長。

○建築指導課長（根本健一） 住宅にも様々あり、一概には言えませんが、国土交通省令和4年12月発行の冊子「待つて！家選びの基準変わります」では、東京都23区の一般的な住宅の年間の光熱費が、省エネ基準では23万9,000円かかるところ、ZEH水準——今回の認定で言えば認定基準に相当しますけれども——では19万3,000円で4万6,000円の節約、さらに太陽光パネルの設置で4万円の節約となり15万3,000円となると記載されてございます。

また、3月9日付の中日新聞にも、某ハウス

メーカーの試算として、4人家族が175平米の2階建てZEH住宅で暮らす場合の年間光熱費約15万円で、10年前の建築の一般的な住宅と比べて、約6割安くなるとの記事がございました。

以上でございます。

○委員長（柴田敏光） 鈴木雅子委員。

○委員（鈴木雅子） 先ほどの実績もあわせまして、なかなかこうした省エネ建築ですとか、低炭素建築というのが進んでいかないという現状もあると思うんです。

今も話がありましたけれども、費用対効果としてやっただけのものに見合うだけのものが返ってこないというか。でも、効果というか、社会全体から考えれば、当然温暖化対策なので必要なんですけれども、その点ではまだまだ岡崎市としても、国もそうですけれども、補助制度を充実させるべきではないかなと思うんですけれども、お考えをお聞かせください。

○委員長（柴田敏光） 建築指導課長。

○建築指導課長（根本健一） 補助制度につきましては、本市では住宅耐震省エネ改修費補助や住宅用地球温暖化対策設備設置補助がございまして、国におきましては、住宅省エネリフォーム事業があることを把握しております。

以上でございます。

○委員長（柴田敏光） 鈴木雅子委員。

○委員（鈴木雅子） 金額的には非常に少ないと思うんですが、もう一つだけ。先ほど御質問もありましたけれども、廃止された部分について、認定区分が変わって集合住宅の住戸ごとの認定がなくなって、建築物全体、住宅全体での区分になるということなんです。今後、集合住宅で個別の部屋だけを省エネ改修するということができないとか、あるいは補助金がもらえないということではないという理解でいいですか。

○委員長（柴田敏光） 建築指導課長。

○建築指導課長（根本健一） 先ほども答弁させていただきましたけど、ZEH基準に合わせたということになりますけれども、集合住宅は共用部分にエレベーターや照明、太陽光などがございまし

て、住戸ごとで性能を評価するよりも、住棟単位で性能を評価するほうがより適切であると考えておまして、それによって住戸だけの改修が認定が取れないと不利になるのではないかというお話でございますけども、改修工事自体ができないということではありませんし、住戸単位の改修工事で認定を受けるメリットというのが、ほとんどないと考えられますので、不利になることはないと考えております。

以上でございます。

○委員長（柴田敏光） 鈴木雅子委員。

○委員（鈴木雅子） マンション管理適正化計画についてお伺いをします。

先ほど、計画の中に盛り込むべき基準というのもお聞きしました。

その中で二つほどお聞きしたいんですが、一つは防災の取組というのがあります。これは具体的に何があれば防災の取組になるのか、お聞かせください。

○委員長（柴田敏光） 住宅計画課長。

○住宅計画課長（小野崇宏） 主に防災に関する、ソフト的な取組を管理組合として実施していることが要件となりますが、例えば自主防災組織を組織していること、災害時対応マニュアルを作成していること、非常食や飲料水を備蓄していることなどが想定されます。

なお、こちらの基準は愛知県においても要件となっており、それに準じております。

以上でございます。

○委員長（柴田敏光） 鈴木雅子委員。

○委員（鈴木雅子） それともう一つ、長期修繕計画の積立計画を立てて、それが決議をされているという要件がありました。住民にとっては、費用負担が発生することが一番の問題です。長期修繕計画の積立金の決議があっても、やっぱり払えない状況の出てくる住民も出てくるかもしれません。

その場合、滞納者が発生した場合に認定が取り消されるようなことがあれば、個人の責任が追及されかねませんけれども、これについて何か滞納

だとか収納率だとか、そういう基準があるのか、お聞かせください。

○委員長（柴田敏光） 住宅計画課長。

○住宅計画課長（小野崇宏） 修繕積立金の滞納に関する基準としましては、マンション管理適正化法及びそれに基づく国土交通省が策定したマンションの管理の適正化の推進を図るための基本的な方針に具体的な基準の記載がございます。

それによりますと、直前の事業年度の終了の日時点における修繕積立金の3か月以上の滞納額が、全体の1割以内であることとされておりますので、本市の認定基準につきましても、これに基づくこととなっております。

以上でございます。

○委員長（柴田敏光） 鈴木雅子委員。

○委員（鈴木雅子） すみません、もうちょっと。例えば、1割を滞納が上回った場合には、それが長期にわたると、例えば認定が取消しになるという事態も起きるのでしょうか。

○委員長（柴田敏光） 住宅計画課長。

○住宅計画課長（小野崇宏） 下回ったことによりまして、助言・指導等、是正を求めますけども、改善されなければ認定取消しということもあります。

以上でございます。

○委員長（柴田敏光） 鈴木雅子委員。

○委員（鈴木雅子） 実際の問題になると、やっぱり計画遂行に当たっては、マンションの住民同士であるとか、あるいは管理会社、それから管理組合の間では、トラブルが現に発生をしているという状態もあります。

それに対して行政が相談に乗るとか、あるいは対応する仕組みがあるかどうか、またつくる予定があるかどうか、お聞かせください。

○委員長（柴田敏光） 住宅計画課長。

○住宅計画課長（小野崇宏） トラブルの内容によっては、弁護士等への相談が必要になる場合もあるかと思いますが、マンション管理計画認定制度をはじめ、改正マンション管理適正化法全般に関する御相談につきましては、一般社団法人

日本マンション管理士会連合会が開設をするマンション管理計画認定制度相談ダイヤルが御利用いただけるほか、市住宅計画課へお問合せいただけます。

以上でございます。

○委員長（柴田敏光） 御質疑は終わりました。

本件について賛否の御意見の陳述をお願いします。

鈴木静男委員。

○委員（鈴木静男） ただいま議題となっております第4号議案「岡崎市手数料条例の一部改正について」、自民清風会として賛成の意見を申し上げます。

本条例改正の中で、マンション管理計画認定申請手続手数料等につきましては様々な認定基準を設ける中で、本市独自の基準として、防災に関する取組を管理組合として実施していること、もう一つ、旧耐震基準のマンションにおいては耐震診断を実施しており、耐震性が不足している場合は、耐震改修等について管理組合で検討していることなど、こうした市独自の基準を設けているということについては評価いたします。

そして、手数料がかかる場合における件ですが、こちらは、基本的には直接市へ認定申請された場合等は、記載の認定手数料がかかるということでありまして、マンション管理センターにおける事前確認を行うことを、これからも市としては推奨するのとことでもありますので、こちらについてはしっかりと周知をしていただきたいと思います。

そこで、周知・認定を受けることによって、多くのメリットもあるとお伺いしました。適正に管理されたマンションとして、市場において評価されること、そして住宅金融支援機構による金利優遇措置の対象となることなどの優遇メリットもありますので、ぜひともマンション居住のほか、分譲マンションの売却・購入予定者の方々には、しっかりと周知をしていただくことをお願いさせていただきます。

○委員長（柴田敏光） 青山委員。

○委員（青山晃子） ただいま議題となっております第4号議案「岡崎市手数料条例の一部改正について」、チャレンジ岡崎の意見を申し上げます。

マンションの管理の適正化の推進に関する法律が令和4年4月改正されたことにより、地方公共団体がマンション管理適正化推進計画を作成できることになりました。

岡崎市も3月下旬、策定、発表されるマンション管理適正化計画に基づき、4月から認定制度が開始されます。住んでいる方のメリットとして、マンション自体の価値が向上することなどが期待されており、パブリックコメントでも前向きな意見をいただいているとのこと。マンション管理の適正化のために周知・啓発と併せ、相談への対応も丁寧をお願いして、チャレンジ岡崎、賛成の意見といたします。

○委員長（柴田敏光） 土谷委員。

○委員（土谷直樹） それでは、ただいま議題となっております第4号議案「岡崎市手数料条例の一部改正について」、公明党の意見を申し上げます。

本議案は、本市においてもマンションの管理適正化推進計画を策定、公表し、4月から認定制度を開始する予定としており、その認定審査に係る手数料の額等を定めるものであります。本市独自の基準を定めており評価いたします。

本市ホームページや市政だよりなどへの掲載とセミナーによる情報提供、個別チラシ配布を行うということですので、周知・啓発を丁寧にし、賛成の意見とします。

○委員長（柴田敏光） 鈴木雅子委員。

○委員（鈴木雅子） ただいま議題となっております第4号議案「岡崎市手数料条例の一部改正について」、賛成の立場から日本共産党岡崎市議団の意見を申し上げます。

建物の省エネ化・断熱化は、地球温暖化対策に有効なもので、進められるべきものです。しかし、これまでの認定件数が160件程度ということで、なかなか進んでいかないという思いがします。問題は改修に係る費用です。

今回の認定そのものの問題ではありませんが、御答弁にありましたが、住宅耐震省エネ改修費補助や設備設置補助、住宅省エネリフォーム事業などは金額も少なく、固定資産税の減免など直接補助でないものもあります。建築する場合の自己負担がそれほど軽減するものではありません。

今後、国において、補助金制度の拡充や技術革新への支援などが行われるべきであります。岡崎市としてもリフォーム助成制度の拡充など、ぜひお願いをしておきます。

マンション適正管理計画については、先ほど住民のトラブルについては、岡崎市でも受け付けると聞いて安心をいたしました。国が法をつくる際に、日常管理や建物の維持保全に関しての管理会社とのトラブルを解決する上での実効性の確保の法制備が十分ではありません。

実際、法施行後も、管理会社と管理組合との管理費や修繕積立金をめぐってトラブルが多発しています。大規模な修繕工事をマンションの管理会社と関連する業者が受注するなど、インサイダー的取引も公然化しています。こうしたマンション管理を、もうけ本位の対象にすることを適正に規制することが必要です。

日本共産党は、都道府県、政令指定都市などに第三者機関を設置し、建て替え修繕の費用比較など、公平な調査・情報提供を行うことや定期診断制度の導入で建物の長寿命化を支援すること、耐震診断・耐震改修への助成拡充することやディベロッパーがマンション分譲時に居住者に不利な管理規約をつくることなどを防止するため、マンション分譲審査制度を導入することなどを提案しています。ぜひ、地方自治体でもこうした御検討をお願いをいたします。

以上です。

○委員長（柴田敏光） 御意見の陳述は終わりました。

これより採決を行います。

お諮りします。

ただいま議題の第4号議案は、原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の委員の挙手を

お願いします。

（賛成者挙手）

○委員長（柴田敏光） 挙手全員。

よって、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○委員長（柴田敏光） 次に、第5号議案「岡崎市附属機関設置条例の一部改正について」を議題とします。

本件について御質疑はありませんか。

前田委員。

○委員（前田麗子） 議案書65ページ、第5号議案「岡崎市附属機関設置条例の一部改正について」、お伺いいたします。

まず、設置理由について教えてください。

○委員長（柴田敏光） 保育課長。

○保育課長（大須賀秀樹） 子供の死亡事故等の重大事故が発生した場合に、発生原因の分析等を行い、再発防止策を検討するために設置するものでございますが、令和5年4月から私立幼稚園2園が幼保連携型認定こども園になる機会に、対象施設の見直しを図るとともに、これまでは要綱を根拠に設置するとしていました委員会の位置づけを変更し、附属機関として条例設置を図るものとなりました。

なお、これまでの経緯を申し上げますと、平成25年6月、愛知県が制定しました保育所事故対応指針に基づきまして、公私立保育園や公立こども園で重大事故が発生した場合に備え、平成26年5月1日に岡崎市保育所等事故検証委員会設置要綱を定め、委員会の設置が必要となる事案が発生した際には速やかに開催ができますよう、保育課において学識経験者等の委員を選任し、承諾を得て備えておく形を取っております。

以上でございます。

○委員長（柴田敏光） 前田委員。

○委員（前田麗子） 御答弁の中で、平成26年度からということでお伺いしましたが、この26年度のときと今回対象施設は異なるのか、お伺いいたします。

○委員長（柴田敏光） 保育課長。

○保育課長（大須賀秀樹） これまでは、公私立保育園と公立こども園を対象にしておりましたが、新たに地域子ども・子育て支援事業に定められる病児保育事業や認可外保育施設等が対象になります。

以上でございます。

○委員長（柴田敏光） 前田委員。

○委員（前田麗子） どのような事故が発生したときに、この設置の対象となるのか、お伺いいたします。

○委員長（柴田敏光） 保育課長。

○保育課長（大須賀秀樹） 対象となりますのは、死亡事故のほか意識不明やＩＣＵに入ることとなった事故や、治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故などが対象となります。

以上でございます。

○委員長（柴田敏光） 加藤嘉哉委員。

○委員（加藤嘉哉） 私からも質問させていただきます。

岡崎市保育施設等事故検証委員会の役割と、その位置づけについてお聞かせをください。

○委員長（柴田敏光） 保育課長。

○保育課長（大須賀秀樹） 検証委員会につきましては、国の平成28年3月31日付「教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための事後的な検証について」の通知に基づきまして、保育施設等における重大事故について事実関係の把握や原因の分析等を行い、必要な再発防止策を検討するため、第三者の専門家で組織された委員による委員会を設置しております。

委員の役職につきましては、学識経験者、医師、弁護士、栄養士、教育・保育関係者、各事業に知見のある方で構成されておりまして、検証委員会を開催することとなった際に市長から委嘱を行います。

以上でございます。

○委員長（柴田敏光） 加藤嘉哉委員。

○委員（加藤嘉哉） 最後の質問です。

岡崎市保育施設等事故検証委員会の審議の流れ

についてお聞かせをください。

○委員長（柴田敏光） 保育課長。

○保育課長（大須賀秀樹） 検証委員会の審議の流れにつきましては、初めに、関係者及び関係機関に対し、事例の事実確認の把握をするため、必要に応じヒアリングや現地調査を行い、事案発生

の事実内容を把握します。
その後、発生原因の分析を行い、問題点・課題などを抽出し、再発防止のための提言内容の検討を行い、報告書に取りまとめ、最終的に市に提出していただくこととなります。

以上でございます。

○委員長（柴田敏光） 青山委員。

○委員（青山晃子） 私からも、1点のみお伺いいたします。

新設される岡崎市保育施設等事故検証委員会について、私立幼稚園が対象に含まれないのか、お聞かせください。

○委員長（柴田敏光） 保育課長。

○保育課長（大須賀秀樹） 基本的には、私立幼稚園は対象には含まれません。

具体的に私立幼稚園につきましては、子ども・子育て支援新制度に移行した園を除きまして、学校事故対応に関する指針——文部科学省の策定した指針となりますが——これを基に愛知県に報告し、愛知県が対応することとなります。

以上でございます。

○委員長（柴田敏光） 鈴木雅子委員。

○委員（鈴木雅子） まず、今回、計画施策が実現したとして、二つの委員会が廃止になります。計画の進捗を観察したり、そうした経過を見る役割として、委員会を残しておくべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

特に、30人学級について、岡崎市独自の施策ですし、計画どおりにいかなかった場合、検討する組織が必要ではないかと考えますが、お考えをお聞かせください。

○委員長（柴田敏光） 行政経営課長。

○行政経営課長（勝上 典） 附属機関設置条例では、委員会等の附属機関を設置するときに、所

掌事務、定数、選任の基準、そして任期を定めることとしております。

これらは設置する所管課において決めており、例えば進捗管理を目的とする委員を設置、あるいは存続することについても、策定される計画に基づいて計画の進捗管理の方法や計画の期間、委員の選任などを考慮し、所管課が必要と判断されれば附属機関を設置するものであると考えております。

以上でございます。

○委員長（柴田敏光） 鈴木雅子委員。

○委員（鈴木雅子） 岡崎市保育施設等事故検証委員会について伺いをします。

内容については、先ほどの御質疑で大体分かりまして、取り扱われる事故という条件がありました。

例えば、園や施設から重大事故が報告されない場合はどうなるのかということ、それから、ここまでの基準に満たないようなことですが、しかし、子供にとって大きな事故というのがどうなるかということで、例えば今回、幼保連携認定こども園になる私立幼稚園は、子供の口にガムテープを貼ったということで、マスコミに取り上げられたこともありました。そういう事故は、けが人や死亡者が出ずに、施設からの報告がなければ、検証はされないということでしょうか。

○委員長（柴田敏光） 保育課長。

○保育課長（大須賀秀樹） まず、一つ目の御質問についてでございます。

重大事故について報告がされない場合の対応でございますけれども、公私立保育園、あるいは公立こども園については、従来より保育園・こども園事故対応マニュアルにより、医療機関を受診する傷病等については、保育課に報告することとなっております。

その他の施設につきましても、市に報告いただくように周知済みでございまして、このほか指導監査の機会による確認や事業者からの報告前に、市が事案を把握した場合には、事業者を指導してまいりたいと考えております。

次に、2点目の質問でございますが、いわゆるヒヤリハット、今回対象とするところに至らない程度の事案が発生した場合ということの御質問というふうに承りましたけれども、国の「教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための事後的な検証について」の通知によりますと、自治体が行う検証の対象範囲は、死亡事故のほか、死亡事故以外の重大事故として国への報告対象となる事例の中で、市において検証が必要と判断した事例についても検証を実施するとされておりますが、本市の場合は、国への報告対象となる全ての事案を対象として検証することとなります。

なお、重大事故以外のヒヤリハット事案につきましては、国の通知に基づき、各施設・事業者等において検証を実施することになります。

以上でございます。

○委員長（柴田敏光） 鈴木雅子委員。

○委員（鈴木雅子） ということは、国の基準が外れたものについても、岡崎市が必要と認めれば私は調査に入るというふうに今理解をしたんですけども、そういうことでいいですか。市が必要と認めた場合は調査に入る。そして、この調査検討検証委員会の議題にもなりますか、ならないですか。

○委員長（柴田敏光） 保育課長。

○保育課長（大須賀秀樹） 先ほど申し上げたとおり、国へ報告する事案については、全て検証委員会の検証の対象というふうには国は考えていないですけども、そちらについては、岡崎市の場合は国に報告する案件は全て検証の対象としてまいります。

以上でございます。

○委員長（柴田敏光） 鈴木雅子委員。

○委員（鈴木雅子） 私の理解が悪いのかもしれませんが、国に報告する事案というのは、先ほどあった死亡事故、それからICUに入られたとか、その基準のみですか、それ以外にもありますか。

○委員長（柴田敏光） 保育課長。

○保育課長（大須賀秀樹） 国への報告の対象となる重大事故の範囲について、説明をさせていた

できます。

対象は死亡事故、それから治療に要する期間が30日以上、負傷や疾病を伴う重篤な事故等——意識不明ですとかICUに入る、人工呼吸器をつけるといった事例です——の事故を含み、意識不明の事故については、事案が生じた時点で報告することというふうになっております。

報告の対象は今申し上げたとおりですが、国が想定している検証委員会の検証の対象というのは、それら全ての事案ということではなくて、自治体が必要と認めた場合は検証を行うということになっているものでございます。

以上でございます。

○委員長（柴田敏光） 御質疑は終わりました。

本件について賛否の御意見の陳述をお願いします。

前田委員。

○委員（前田麗子） ただいま議案となっております第5号議案「岡崎市附属機関設置条例の一部改正について」。子供の死亡事故等の重大事故が発生した際に、発生原因の分析等を行い再発防止策を検討するため、附属機関を設置するための条例であります。

平成26年からは要綱運用でされていましたが、幸いにも本市においては重大事故の発生はありませんでした。

今後は、附属機関として条例化することで委員会の設置が必要となる事案が発生した際の体制強化が図られることは、大変に重要であると評価いたします。

以上の理由から自民清風会、賛成の意見を申し上げます。

○委員長（柴田敏光） 加藤嘉哉委員。

○委員（加藤嘉哉） ただいま議題となっております第5号議案「岡崎市附属機関設置条例の一部改正について」、民政クラブの意見を申し上げます。

岡崎市保育施設等事故検証委員会が新設をされます。新設される委員会は、国の「教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための事後的

な検証について」の通知に基づき、保育施設等における重大事故について、事実関係の把握や発生原因の分析等を行い、必要な再発防止策を検討するため、第三者の専門家で組織された委員により設置されるとのことです。

昨今、園児の通園バス置き去り事件が全国各地で発生し問題となっております。もちろん、保育施設等における重大事故を起こさないことが大前提ではありますが、令和5年4月から私立幼稚園2園が幼保連携型認定こども園になる機会に対象施設の見直しを図るとともに、これまでは要綱を根拠に設置するとしていた委員会の位置づけを変更し、附属機関として条例設置を図るものとしたことから賛成の意見といたします。

以上です。

○委員長（柴田敏光） 青山委員。

○委員（青山晃子） ただいま議題となっております第5号議案「岡崎市附属機関設置条例の一部改正について」、チャレンジ岡崎の意見を申し上げます。

新設される岡崎市保育施設等事故検証委員会は、保育施設等における重大事故の分析及び再発防止策の検討に関する審議を行うための委員会を設置するものです。

子供を預ける身としては、預け先がどこであれ同じ安全管理、信頼関係を望むものです。事故が起きないことが一番であり、そのための指導や研修が何よりも大切ではありますが、事故が起きてしまった場合には真摯に向き合い、重大事故と認められた場合には、検証委員会を通して適切に御対応いただくようお願いして、チャレンジ岡崎、賛成の意見といたします。

○委員長（柴田敏光） 土谷委員。

○委員（土谷直樹） ただいま議案となっております第5号議案「岡崎市附属機関設置条例の一部改正について」、公明党の意見を申し上げます。

本議案は、附属機関の新設、廃止及び名称変更を行うものであります。

岡崎市保育施設等事故検証委員会が新設されます。保育施設等における重大事故が発生した場合

に、発生原因の分析等を行い、再発防止を検討するために設置が必要となったからであり評価いたします。賛成といたします。

○委員長（柴田敏光） 御意見の陳述は終わりました。

これより採決を行います。

お諮りします。

ただいま議題の第5号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（柴田敏光） 挙手全員。

よって、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○委員長（柴田敏光） 次に、第6号議案「岡崎市職員定数条例の一部改正について」を議題といたします。

本件について御質疑はありませんか。

前田委員。

○委員（前田麗子） 議案書67ページ、第6号議案「岡崎市職員定数条例の一部改正について」。この改正の概要及び増減の内訳について、理由も併せてお聞かせください。

○委員長（柴田敏光） 人事課長。

○人事課長（岩瀬雅哉） まず、市長の補助機関においてでございますが、令和5年4月1日に暫定再任用フルタイム勤務職員が16人増となる予定でございますので、定数を16人増加し、3,351人とするものでございます。

次に、教育機関においては、小学校における32人学級プロジェクトの実施に向けた任期付職員を10人採用する予定でございますので、定数を10人増加いたしまして82人とするものでございます。

続きまして、消防におきましては、消防力強化のため正規職員3人、暫定再任用フルタイム勤務職員3人、それぞれ増員をいたしまして404人とするものでございます。

以上でございます。

○委員長（柴田敏光） 鈴木雅子委員。

○委員（鈴木雅子） 条例の定数と実際の職員の人数をお聞かせください。

○委員長（柴田敏光） 人事課長。

○人事課長（岩瀬雅哉） 市長の補助機関における数で申し上げますと、令和5年4月1日現在の見込みになりますけれども、実職員数は正規職員のほかフルタイム再任用職員を含めて3,257人の見込みで、それに対し条例定数が3,351人としております。

以上でございます。

○委員長（柴田敏光） 鈴木雅子委員。

○委員（鈴木雅子） すみません、9号と10号についても数字がありますか。教育委員会と消防です。

○委員長（柴田敏光） 人事課長。

○人事課長（岩瀬雅哉） 令和5年4月1日のまず、教育機関でございますけれども、正規職員が49名のほか、フルタイム再任用職員23名を含めて72人となる見込みでございます。

続きまして、消防でございます。こちらが正規職員388人のほか、フルタイム再任用職員7名と幸田町から派遣されている職員4人を含めまして399人となる見込みでございます。

○委員長（柴田敏光） 鈴木雅子委員。

○委員（鈴木雅子） 分かりました。

12月の議案のときにもお聞きをしましたけれども、来年度から65歳定年制度が始まります。実際の職員数と定数の間に差がない場合、定年延長の職員の数によっては新規採用の数に影響が出ないか、お聞かせください。

○委員長（柴田敏光） 人事課長。

○人事課長（岩瀬雅哉） 令和5年度から定年引上げが始まり、2年に一度定年退職者が生じないこととなりますけれども、これに合わせた極端な採用抑制を行いますと、新規採用が年度によって大幅に変動することとなります。職員の経験年数や年齢構成に隔たりが生じるおそれがありますので、将来にわたって必要なサービスを安定的に提供できる体制を確保するためには、単年度ではなく、複数年度間における新規採用者数の平準化や

職員の年齢構成、退職者数等の見込みを踏まえ、
した中長期的な観点からの採用を行うことが必要
であると考えております。

そのため、今後採用数を確保するために定数が
不足する場合には、その段階で改めて条例改正の
議案を提出することになるというふうと考えてお
ります。

○委員長（柴田敏光） 鈴木雅子委員。

○委員（鈴木雅子） もう一つだけ。任期付教員
については、今年度採用分の10名増ということに
なっていますが、来年度も増員が必要になる可能
性も出てくるかと思いますが、なぜ一度に定数を
引上げなかったのか、お聞かせください。

○委員長（柴田敏光） 人事課長。

○人事課長（岩瀬雅哉） 任期付教員につきまし
ては、教育委員会から来年度においても一定数の
採用を見込んでいて聞いてはおりますが、現時
点で何人の採用とするのかは確定しておりません。
そのため、したがって採用数が確定した段階
で定数が不足するようであれば、改めて条例改正
の議案を提出することになるというふうと考えて
おります。

以上でございます。

○委員長（柴田敏光） 御質疑は終わりました。

本件について賛否の御意見の陳述をお願いします。

（「なし」の声あり）

○委員長（柴田敏光） 御意見の陳述はありませ
んので、これより採決を行います。

お諮りします。

ただいま議題の第6号議案は、原案のとおり可
決すべきものと決定することに賛成の委員の挙手
を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（柴田敏光） 挙手全員。

よって、原案のとおり可決すべきものと決定し
ました。

○委員長（柴田敏光） 次に、第7号議案「岡崎
市長等の給料の月額の特例に関する条例の制定に

ついて」を議題とします。

本件について御質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○委員長（柴田敏光） 御質疑はなしと認めます。

本件について賛否の御意見の陳述をお願いします。

（「なし」の声あり）

○委員長（柴田敏光） 御意見の陳述はありませ
んので、これより採決を行います。

お諮りします。

ただいま議題の第7号議案は、原案のとおり可
決すべきものと決定することに賛成の委員の挙手
を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（柴田敏光） 挙手全員。

よって、原案のとおり可決すべきものと決定し
ました。

以上で、本委員会に付託された議案、請願及び
送付された陳情の審査は終了しました。

○委員長（柴田敏光） 次に、閉会中継続調査事
件の申出についてを議題とします。

お諮りします。

本委員会の所管事項のうち、お手元に配付の件
について、委員会として閉会中も継続して調査し
たい旨の申出をしたいと思いますが、これに御異
議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（柴田敏光） 異議なしと認めます。

よって、そのように決定しました。

総務企画委員会閉会中継続調査申出事件

- 1 重要施策の総合企画、計画について
- 2 統計について
- 3 危機管理について
- 4 広報及び広聴について
- 5 交通政策について
- 6 財政について
- 7 行政経営について
- 8 財産管理について

- 9 税務について
- 10 文書及び法務について
- 11 職員の人事、研修、給与及び福利厚生について
- 12 契約について
- 13 電子情報処理について
- 14 市民協働について
- 15 市民生活及び交通の安全について
- 16 防災について
- 17 戸籍及び住民記録について
- 18 消防について
- 19 陳情の審査について

りがとうございました。

これにて総務企画委員会を閉会します。

午後3時49分閉会

岡崎市議会委員会条例第72条の規定により、ここに記名押印する。

委員長 柴田 敏 光

○委員長（柴田敏光） 清水副市長から発言の申出があります。

清水副市長。

○副市長（清水康則） それでは、お時間をいただきましたので、一言御挨拶を申し上げます。

委員各位におかれましては、長時間にわたりまして大変熱心な御審議を賜り、誠にありがとうございました。

また、本委員会に付託されました全ての議案に対しまして、可決すべきものと決していただき、心よりお礼を申し上げたいと思います。

なお、審議の過程で賜りました御意見、御指摘等につきましては、今後の事務執行に対して十分に参考にさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。どうもありがとうございました。

○委員長（柴田敏光） お諮りします。

委員会条例第38条による条項、字句、数字のその他の整理及び第39条による委員会報告書の作成は、委員長に委任されたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（柴田敏光） 御異議はなしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他の整理及び委員会報告書の作成は、委員長に委任されました。

本日審査すべき事件は全て終了しました。

委員並びに副市長をはじめ関係職員の御協力あ